

<室蘭・登別・伊達三市家電リサイクル推進連絡会名簿>

【伊達市】

| 番号 | 社名・店舗名 | 電話番号 | 住 所 |
|----|--------|------|-----|
|----|--------|------|-----|

【家電製品販売店】

| | | | |
|---|-------------|---------|-----------|
| 1 | イチマル | 23-3015 | 山下町58 |
| 2 | 水戸電気 | 23-6638 | 西浜町93-21 |
| 3 | キクセイでんき | 23-2393 | 鹿島町59 |
| 4 | 中野電気 | 23-3543 | 元町 5-3 |
| 5 | フジワラ電器 | 25-4105 | 梅本町23-80 |
| 6 | (有)デンキの日商 | 23-5775 | 舟岡町45-21 |
| 7 | おのでんき | 25-6576 | 舟岡町319-2 |
| 8 | こばやし電器 | 23-1829 | 舟岡町357-15 |
| 9 | ホットショップうしざか | 24-1543 | 南稀府町174-5 |

【大規模家電販売店・ホームセンター】

| | | | |
|---|---------------|---------|-----------|
| 1 | グッドー伊達店 | 23-7511 | 末永町 7-1 |
| 2 | ケーズデンキ伊達インター店 | 23-3196 | 松ヶ枝町 9-98 |
| 3 | ホームック伊達店 | 22-1496 | 末永町39-1 |

【一般廃棄物収集運搬許可業者】

| | | | |
|---|---------------|---------|----------|
| 1 | 伊達市シルバー人材センター | 23-6448 | 山下町146-8 |
| 2 | 不二工営(株) | 23-2629 | 山下町221 |
| 3 | (有)イチユウ岩商 | 24-3458 | 南黄金町28-6 |

家電リサイクル法では、廃家電製品である特定家庭用機器（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）の排出について、「買換えの場合及び自ら過去に販売した家電製品」は、家電販売店に引取義務が課せられていますが、それ以外の引取義務が課せられていない廃家電製品（義務外品）の適正処理が課題となっています。

市では、室蘭市、登別市とともに廃家電製品の適正処理の推進と義務外品の回収体制の構築を目的に、家電リサイクル券システム（料金販売店回収方式）の取扱いができる三市内の家電販売店や一般廃棄物収集運搬許可業者の協力を得て、「室蘭・登別・伊達三市家電リサイクル推進連絡会」を3月26日に設立しました。

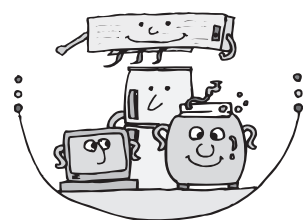
連絡会の加盟店では、連携して廃家電製品の引き取りについて相談に応じていますのでお気軽にご利用ください。

廃

家電製品の

適正処理に向けて

一三市広域連携による取り組みについて



市では室蘭市・登別市とともに、「室蘭・登別・伊達三市家電リサイクル推進連絡会」を設立しました。廃家電製品の引き取りについて相談に応じていますので、お気軽にご利用ください。

<連絡会 加盟店シール>



なお、相談にあたっては、次の点に注意をお願いします。

① 加盟店では、市民が自ら持ち込んだものを引き取ることにしていますが、自宅などへの引き取りについてはご相談ください。

② 引き取りには、法律で決められたリサイクル代と別途運搬料が必要となります。運搬料は、回収条件により異なりますので加盟店に確認してください。

③ 加盟店が、事情により自宅などへの引き取りができないときは、代わりに一般廃棄物収集運搬許可業者を紹介いたします。

連絡会加盟店は、表のとおりです。加盟店では、右図のシールを店頭または店内に掲示していますのでご確認ください。

詳細

環境衛生課環境衛生係
第2庁舎(〒23-3333-1 内線547-548)

知って得する子どものための 各種手当・制度



お子さんをお持ちの方は子ども手当などを受けることができますので、要件を満たす方でまだ申請されていない方はお早めの申請手続きをお願いします。なお、各種手当・制度には所得制限などがある場合もありますので、お気軽にお問い合わせください。

子ども手当

- 対象／中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日を迎えるまで）までの児童を養育している保護者。
- 手当月額／1人につき1万3千円（2・6・10月支給）
- その他／公務員の方の申請などの手続きは勤務先となります。

児童扶養手当

- 対象／次の①～④にあてはまる児童（18歳到達後最初の3月31日までの間にある方、または20歳未満で中程度以上の障がいの状態にある方）を育てる母、または養育者。
- ①父母が婚姻を解消した
- ②父が死亡した
- ③父が重度の障がいの状態
- ④母が婚姻によらないで生まれた、など
- 手当月額／児童が1人…4万1千720円、2人…4万6千720円、3人目以降…1人につき3千円を加算（4・8・12月支給）
- その他／母や養育者が障害年金や遺族年金などの公的年金を受給できるときなどは対象になりません。

特別児童扶養手当

- 対象／20歳未満で、身体や精神に一定の障がいのある児童を育てる父母または養育者。
- 手当月額／障がいの程度が1級…5万760円、2級…3万3千800円（4・8・11月支給）
- その他／児童が施設に入所している場合などは対象になりません。

障害児福祉手当

- 対象／20歳未満で、身体や精神に一定の障がいのある在宅の重度障がい児。
- 手当月額／月額1万4千380円（年4回支給）
- その他／障害年金などを受給できる場合や施設に入所した場合は支給されません。

重度心身障がい児福祉手当

- 対象／20歳未満で身体や精神に一定の障がいのある在宅の重度障がい児の保護者など。
- 手当月額／1万2千円（年1回支給）
- その他／所得制限はありません。また、施設に入所している場合などは対象になりません。

乳幼児等医療助成

- 対象／小学校6年生までの児童。
- 内容／対象児童に係る医療費（小学生については入院・訪問看護のみ）の一部が助成されます。

ひとり親家庭医療助成

- 対象／離婚、死別、未婚などによるひとり親などが扶養している18歳までの児童（進学などの場合は20歳まで）
- 内容／対象児童に係る医療費（親については入院・訪問看護のみ）の一部が助成されます。

申込先・詳細

- 子ども手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当
児童家庭課児童家庭係
市役所1階⑥番窓口 ☎23-3331内線317・323
大滝総合支所住民福祉課 ☎68-6111（直通）
- 障害児福祉手当・重度心身障がい児福祉手当
社会福祉課障がい者福祉係
市役所1階⑧番窓口 ☎23-3331内線319・320
- 乳幼児等医療助成・ひとり親家庭医療助成
保険医療課医療給付係
市役所1階③番窓口 ☎23-3331内線280・287